

市長の給料を半減し退職手当をゼロとします ～津島市を前に進める強い覚悟～

令和8年5月26日（火）

津島市総合政策部人事課（高橋、伊藤）

電話番号 0567-24-1124（ダイヤルイン）

<議案第30号 市長等の給与の特例に関する条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部改正について>

1 市長の給料

令和8年7月1日から任期満了までの間、給料月額[※]の100分の50の額を減額します。
この期間中の市長の給料月額は、919,000円から459,500円となります。

※ 令和8年7月1日から同日を含む任期の末日（退職し、又は失職する日を含む）まで

2 市長の退職手当

第4期目の市長の退職手当を支給しないこととします。

3 施行日

令和8年7月1日